

**大阪府環境影響評価条例第9条第1項の規定により知事に提出された
方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要**

1 対象事業の名称

(仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業

2 条例第6条第1項の規定による方法書の写しの縦覧期間

令和7年9月18日から同年10月17日まで

3 条例第9条第1項の規定による方法書についての環境の保全の見地からの意見書の提出期間

令和7年9月18日から同年10月31日まで

**4 条例第9条第1項の規定により知事に提出された方法書についての環境の保全の見地からの
意見書の提出件数**

242件

5 知事に提出された方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要

別紙のとおり

(事業計画)

- ・忠岡町クリーンセンター（旧クリーンセンター）では一般廃棄物の処理量が 20 トン/日程度であったが、本事業では産業廃棄物も含めて 10 倍もの廃棄物を処理する計画であるため、環境を悪化させ、認められない。
- ・煙突からの排ガスは、調査・予測範囲である半径 3 km よりも広範囲に拡散されると考えられるので、調査・予測範囲を拡大すべきである。
- ・半径 3 km 内には保育所・幼稚園・小中学校等の教育施設や介護施設、人口密集地も含まれるだけでなく、事業計画地の近傍に住民が使用している野球場やテニスコートもあるので、大量の産業廃棄物を焼却する施設の立地条件に適していない。また、旧クリーンセンターと比較して焼却可能な廃棄物の量は産業廃棄物を含めて 10 倍以上となるため、これまでと同じ「住居等が立地する旧海岸線まで 900m 以上の距離が保たれていること」が事業の実施場所の選定理由にはならない。
- ・搬入車両等のルートについて、通行時間を具体的に示すとともに、主要ルートが一時的に使用できない場合において、生活道路を通行しない代替ルートも示してほしい。
- ・発電した電力について、どのように地域で有効活用されるのかを具体的に示してほしい。
- ・煙突の高さ 50m の設定根拠が不十分であり、寄与濃度を低減させるために煙突をできるだけ高くしてほしい。
- ・ストーカー炉に絞らず、より高性能な炉や設備等の導入を検討してほしい。
- ・産業廃棄物の搬入時において、目視確認だけでは有害物質を取り除けない。
- ・事業系一般廃棄物についても、産業廃棄物並みの持ち込み基準を設けるべきである。

(大気質、騒音・振動)

- ・ダイオキシン類等の有害物質の拡散による健康への影響が懸念される。
- ・新たに産業廃棄物が持ち込まれ、焼却量も約 10 倍となるので、ダイオキシン類等の有害物質の排出量が増大するのではないか心配である。
- ・大気質の現地調査地点を増やし、正確な評価を行うことが必要である。
- ・環境基準は人の健康を守る基準ではないため、それとの比較だけでは不安である。
- ・産業廃棄物運搬車両等による排ガス、騒音・振動等の影響が心配である。

(水質・生態系)

- ・大阪湾の水質への影響が心配であり、藻場や海域生態系の調査も必要である。

(廃棄物)

- ・破碎選別後の不燃物、焼却灰やばいじんの処理・処分方法や場所等を示してほしい。

(地球環境)

- ・廃棄物の焼却による熱エネルギーを回収し、発電する計画としているが、大量の産業廃棄物を焼却することにより温室効果ガスの排出量は現在の炉に比べて増加することになるのではないか。

(気候変動適応等)

- ・想定最大規模の降雨での河川氾濫による浸水被害が予測されていないなど、災害時（地震・津波・高潮・地盤沈下・大雨・河川氾濫等）の想定が甘く、対策が十分であると言えない。